平成２８年（フ）第１０９９号
札幌市東区北37条東14丁目１番30号　ルーブル壱番館203号
債務者　藤田真奈美（旧姓砂金）
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１０６号
札幌市東区北22条東16丁目２番11―301号
債務者　平田　雅子（旧姓宍戸）
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１１０号
札幌市中央区宮の森１条５丁目１番19―703号
債務者　佐藤　純香
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１１１号
札幌市南区藤野４条３丁目13番31号　桜のいえ４号棟
債務者　佐藤　弘平
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１２０号
札幌市東区北26条東１丁目２番22号　レジデンスごとう302号
債務者　桑村幸美子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１４７号
札幌市西区二十四軒４条４丁目10番27号　プレステージ24―103号
債務者　堀　　克利
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３号
青森県三戸郡五戸町大字倉石石沢字下雨原平12番地９
債務者　三浦めぐみ
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第３４号
青森県三沢市古間木４丁目261番地29号、旧住所宮城県仙台市若林区荒井字矢取13番地の４　フィールドアライズⅡ―405
債務者　町屋　　歩
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第３０９号
埼玉県川越市的場北２丁目10番地７（シルフィア202号室）
債務者　織笠　篤志
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３４８号
埼玉県所沢市寿町14番２号
債務者　師岡　圭二
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３４９号
埼玉県日高市大字森戸新田99番地１　医療法人積仁会旭ヶ丘病院内、住民票上の住所埼玉県日高市大字高萩555番地17
債務者　千葉　隆宏
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４２号
新潟県三条市塚野目５丁目15番20号
債務者　神山　健吾
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第２１３号
静岡県沼津市井出1806番地の２、前住所静岡県沼津市井出1771番地の２
債務者　石川　久生
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０号
京都府福知山市前田新町171番地　ハイツ天道102号
債務者　北海　龍一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
京都府福知山市字長田2763番地の10
債務者　四方　　清
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第９４４号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府1115番地１　ｃａｓａ　ｄｅｌ　ｒｅｓｔｏ　Ｉ　203号
債務者　廣瀬　正栄
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９５０号
福岡市南区野間１丁目19番５号
債務者　今田　　浩
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部